

事 務 連 絡  
令和3年12月17日

山形県医師会長 殿

山形県健康福祉部長  
(公印省略)

産科医療機関において新型コロナウイルス感染者が確認された場合における災害時小児周産期リエゾン介入フローについて (送付)

本県の周産期医療施策の推進につきまして、日頃、御理解と御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、県内の産科医療機関において新型コロナウイルス感染者が確認された場合は、患者発生医療機関から所管保健所あて速やかに連絡することとされております。

そのうち、感染の規模が特に大きい事例等については、保健所から報告を受けた山形県新型コロナウイルス感染症患者受入調整本部において、災害時小児周産期リエゾン (以下「リエゾン」という。) と協議の上、必要に応じて、感染した妊婦の受入調整及び感染していない妊婦の転院搬送等の支援を行うこととしております。

この度、別添のとおり、産科医療機関において新型コロナウイルス感染者が確認された場合のリエゾンの介入の流れを整理したフロー図を作成しましたので、御承知いただくとともに、貴下郡市医師会あて周知くださるようお願いいたします。

なお、本件につきましては、県内産科医療機関にも同様に周知していることを申し添えます。

<担当>

山形県健康福祉部医療政策課

地域医療対策担当 江口

TEL 023-630-2110/FAX 023-630-2301

Eメール: eguchitom@pref.yamagata.jp

産科医療機関において新型コロナウイルス感染者が確認された  
場合における災害時小児周産期リエゾン介入フロー

